

☆高額療養費制度をご存じですか？☆

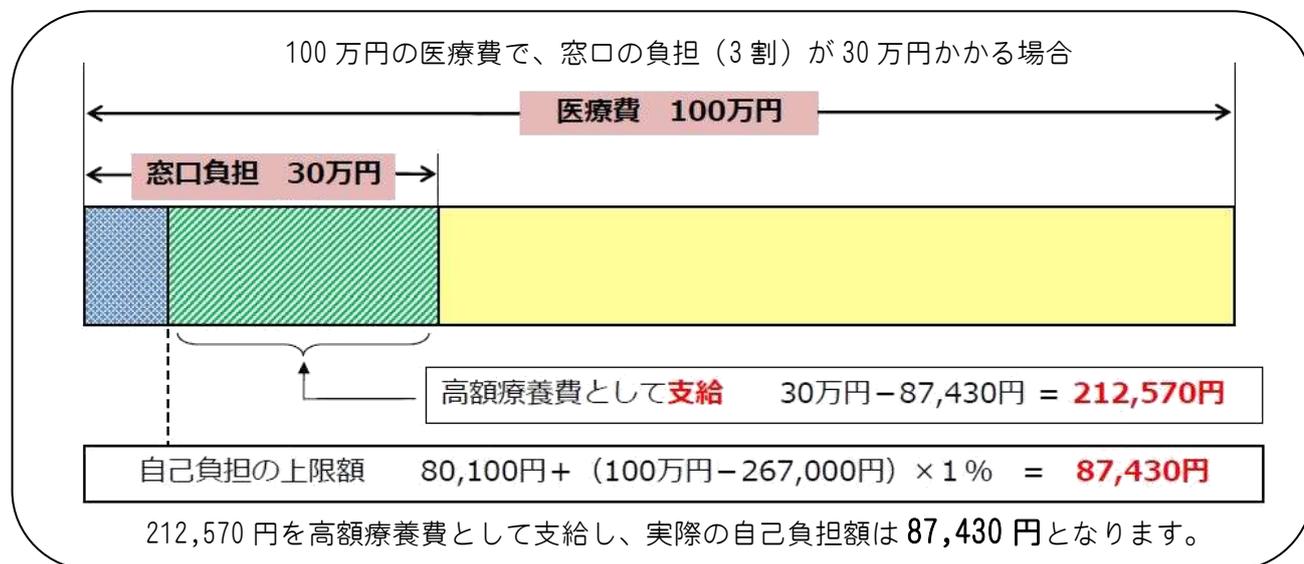
入院や手術を行うと、医療費や自己負担金が高額になります。ある一定金額以上の自己負担金を公費として支給される制度があるのをご存じですか。それが「高額療養費制度」です。

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額（※）が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

毎月の上限額は、年齢や所得によって異なります。

例えば、70歳以上・年収約370万円～770万円の方の場合（3割負担）

$80,100円 + (医療費 - 267,000) \times 1\%$ が上限額となります。



高額療養費の支給申請はどうする？

ご自身が加入している公的医療保険（健康保険組合・協会けんぽの都道府県支部・市町村国保・後期高齢者医療制度・共済組合など。以下単に「医療保険」といいます。）に、高額療養費の支給申請書を提出または郵送することで支給が受けられます。病院などの領収書の添付を求められる場合もあります。

ご加入の医療保険によっては、「支給対象となります」と支給申請を勧めたり、さらには自動的に高額療養費を口座に振り込んでくれたりするところもありますので、事前にご確認下さい。

新河端病院 理念

信頼と安心の医療

- ・患者様に感動をしていただける医療を実践します
- ・患者様に選んでいただける病院づくりを実践し

「患者さまの権利」

患者さまには次のような権利があります。私たちはその権利を尊重するような医療を行います。

- ・医療を受ける権利
- ・知る権利
- ・自分で決定する権利
- ・プライバシーを守られる権利

医療法人 医修会 新河端病院